

多機能複合型施設（スタジアム）の設置及び管理に関する協定書

鈴鹿市（以下、「甲」という。）と株式会社ノーマーク（以下、「乙1」という。）及び株式会社アンリミテッド（以下、「乙2」という。）は、多機能複合型施設（スタジアム）（以下、「施設」という。）の三重県営鈴鹿青少年の森（以下、「公園」という。）への設置及び管理について次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下、「法」という。）及び三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号。）並びに関係法令等の定めるところに従い、公園において施設を設置することについて必要な事項を定める。

（信義誠実の義務）

第2条 甲と乙1及び乙2（以下、乙1と乙2兩名をまとめて「乙」という。）は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（施設の設置範囲）

第3条 施設の設置範囲は、別添図斜線部の範囲内とする。

（施設の設置及び管理の内容）

第4条 施設は、法第2条第2項に基づく公園施設として、甲が三重県（以下、「県」という。）から法第5条及び第8条の規定による設置許可を受け、乙が設置及び管理を行うものであり、本協定締結後、県の同許可を経て確定するその許可の内容を乙が実施するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定期間は、本協定締結日から前条に定める設置許可期間が満了するまでとする。

2 本協定期間満了の場合は、前条に定める設置許可の更新を受けたその期間まで本協定を更新することができる。

（施設設置に係る費用の負担）

第6条 施設の設置及び設置に伴う公園の機能復旧等に係る費用については、全て乙が負担する。

（使用目的）

第7条 施設は、サッカーをはじめとするスポーツ振興のほか、甲、乙双方協議の上、

多機能で複合的な機能を組み合わせた賑わいと交流の拠点として使用するものとする。

2 乙は、災害時等において緊急に対応することが認められるときは、甲の要請に基づき、施設の使用について協力するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 乙は、甲の許可なく、施設の所有権及び本協定に基づく権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は施設の使用目的を変更してはならない。

(維持管理)

第9条 乙は、第3条に定める設置範囲内の施設等について善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 施設及びその敷地の維持管理に係る修繕その他保全に必要な諸経費は、全て乙の負担とする。

(設置変更)

第10条 乙は、施設の形状等の変更、又は新たに構築物を建築しようとするときは、あらかじめ県及び甲と協議の上、甲が県から第4条に定める設置許可を受けた後、実施、整備しなければならない。

2 前項に係る費用は、全て乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、設置範囲内に存在する瑕疵により損害を被った場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することはできない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙が本協定に定める義務を履行しないとき、又は施設を使用目的以外に使用したときは、本協定を解除することができる。

(原状回復の義務)

第13条 本協定期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により本協定を解除したときは、乙は甲の指定する期日までに乙の負担において原状に回復しなければならない。ただし、甲が指定するものは、この限りではない。

2 前項により、乙が損害を受ける場合があっても、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙が本協定に定める義務を履行せず、甲に損害を与えたときは、乙は甲に対

し、損害を賠償しなければならない。

(役割分担)

第15条 乙は、乙1及び乙2の責務を明確にするため、施設の設置及び維持管理に係る役割分担その他必要となる事項について、甲に対し書面にて提出しなければならない。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項及び条項の解釈について生じた疑義については、甲、乙双方協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙1及び乙2がそれぞれに記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

乙1 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル23階
株式会社ノーマーク
代表取締役 西岡 保

乙2 三重県鈴鹿市住吉4-21-13
株式会社アンリミテッ
代表取締役 吉田 雅